

新潟市中地区公民館及び石山地区公民館使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市中地区公民館及び石山地区公民館使用料の収納を平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成30年 4月 1日

新潟市長 篠 田 昭

収 納 事 務 を 行 う 場 所	収 納 事 務 受 託 者
新潟市東区古川町4番12号 新潟市中地区公民館	公益社団法人新潟市シルバー人材センター 理事長 若 林 孝
新潟市東区石山1丁目1番12号 新潟市石山地区公民館	